



若年者への 貸付実態調査結果を公表

協会員 21 社が調査に協力

4 割超の社（回答 20 社中 9 社）が 18～20 歳未満を貸付対象とせず。貸付対象としている社（11 社）でも 7 割（11 社中 8 社）が、18～20 歳未満に対しては利用限度額を通常より低く設定している。日本貸金業協会では協会員に対し若年者への貸付に関する実態調査を行い、結果を 10 月 11 日に公表した。協会における若年層に対する実態調査は昨年 4 月から今回で 3 回目となるが、結果公表は今回が初めて。

成年年齢引下げを見据えた環境整備の一つとして、

貸金業者には、若年者に対する返済能力調査をより一層適切に行う自主的な取組を推進することが

求められている。本年 4 月に協会で行われた「金融庁と貸金業界との意見交換会」でも、同庁から、調査結果を踏まえ、優良事例の公表や効果的な取組を自主規制基本規則等に盛り込むなどの対応を含め、協会と連携して取組を推進していきたいとの考えが示されている。協会では、今後、調査社数を増やして実態調査を継続するとともに、具体的な取り組みについて検討していく考え。

今回調査は本年 4 月に実施。若年者（18～20 歳未満、20～22 歳未満）に対する「貸付の有無」「利用限度額の設定」「資金用途の確認」「貸付に際しての注意喚起等」などについて、各事業者における自主的な取組状況などを確認した。調査社数は協会員 21 社であるが、回答が得られた 20 社で全貸金業者の消費者向無担保貸付残高のうち 8 割をカバーする。

若年者のうち 18～20 歳未満の者への貸付けを見ると、4 割超の社（回答 20 社中 9 社）が、18～20 歳未満を貸付対象としていないと回答。それらの社（9 社）に対し成年年齢引下げ後、18～20 歳未満を貸付対象とするか否かについて聞いたところ、「未定」が 8 割（9 社中 7 社）、「貸付対象としない予定」が 2 割（9 社中 2 社）であった。

一方、18～20 歳未満を貸付対象としていると回答した社（11 社）のすべてが「必ず親権者の同意を取得している」とし、7 割（11 社中 8 社）が「利用限度額を通常より低く設定している」とした。更に 18 歳を最低貸付年齢としている社（11 社）の 7 割（11 社中 8 社）が「借入れの資金用途を確認している」とした。

しかし、貸付に際しての注意喚起等の実施状況は、18 歳を最低貸付年齢としている社（11 社）において低い傾向にある。18～20 歳に対する実施状況を見ると、低い順に「マルチ商法・詐欺商法への関

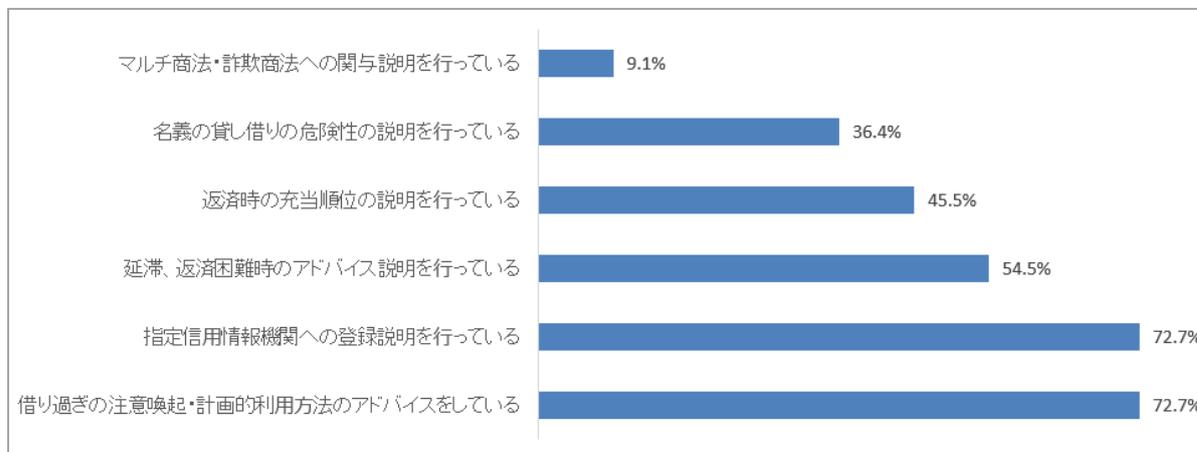


▲A4 判、全 9 頁 協会ウェブサイトで公表中（PDF422KB）

与説明を行っている」が9.1%（11社中1社）、「名義の貸し借りの危険性の説明を行っている」が36.4%（11社中4社）、「返済時の充当順位の説明を行っている」が45.5%（11社中5社）と続く。

貸付に際しての注意喚起等の実施状況

18歳を最低貸付年齢としている社(11社)における18～20歳に対する実施状況



なお、優良事例として併せて公表された「貸金業者による効果的な取組事例」を見ると、「クレジットカードの入会時にはキャッシングの極度額を付与せず、入会後に顧客からキャッシング利用の申し出があった場合にのみ、親権者の同意を確認したうえで貸付の判断を行っている」「未成年や学生に対しては、与信額の上限を5万円以下に低く設定したり、貸付を行わないなどの措置を取っている」「未成年者や20歳以上の学生については、借入契約等についての理解が浅いことや、安定した収入が見込めないことが懸念されるため、申込み時の申告内容の入念な確認など、慎重な審査を行っている」など、各社それぞれ自主的な取組みを行っていることが窺われる。

優良事例として10の取組みを紹介

- 未成年者や20歳以上の学生については、借入契約等についての理解が浅いことや、安定した収入が見込めないことが懸念されるため、申込み時の申告内容の入念な確認など、慎重な審査を行っている。
- 未成年や学生に対しては、与信額の上限を5万円以下に低く設定したり、貸付を行わないなどの措置を取っている。
- 申告年収が顧客の年齢等から想定される平均年収と大きな乖離が見られる場合は、再確認する等の慎重な与信審査を行っている。
- 対面や電話応対における顧客との会話を通して、借入時の金利負担等ローンの利用に関する詳細な説明を行っている。
- 若年者からの申込みにおいては、借り過ぎになっていないか注意するなど親身になって対応することを心がけている。
- 違法行為への加担を防止するため、名義貸しなどに関する注意喚起を行っている。
- 詐欺やマルチ商法などの犯罪被害に巻き込まれることを防止するため、具体的な資金使途等を確認している。
- クレジットカードの入会時にはキャッシングの極度額を付与せず、入会後に顧客からキャッシング利用の申し出があった場合にのみ、親権者の同意を確認したうえで貸付の判断を行っている。
- 学校へ講師を派遣して、ローン利用などの金融に関する基礎知識向上の啓発活動を行っている。
- 独自の金融教育教材を作成して大学等へ配布を行っている。

調査結果「若年者への貸付に対する取組について」は、→ [こちら](#) (PDF: 422KB)